従五位に叙する
高木　正宏　直木　晃
橋木　正行　吉田　敏男
正六位に叙する（各通）
今井　勝徳　小野　正行
澤田　茂　新屋　宗典
波多江久滿　八木　孝夫
渡邉　光男
従六位に叙する（各通）
井口　勝　野口　淳
藤井　英徳　松井　良
正七位に叙する（各通）
大友　剛　高阪　和夫
従七位に叙する（各通）（以上三月九日）
弘光　朗
従五位に叙する
君塚　彪　吉良　正雄
谷本　博　豊田　浩治
山本　昌猷
正六位に叙する（各通）
石岡　仁志　伊藤　信男
佐竹三千男　地紙　昭
中村　高　前川　朝健
八木　正敏
従六位に叙する（各通）
猪股多喜夫
桐山　正美
正七位に叙する（各通）
小田　利房
従七位に叙する（各通）（以上三月十日）
（福島県立医科大学名誉教授）　熊代　永
従四位に叙する
田中　劭
正五位に叙する
喜久　栄
従五位に叙する（各通）
大岩　保
関口富美雄
正六位に叙する（各通）
桑折　篤次　佐藤　稔
富山　英正　菱木　重春
水野　武司　油井　光輝
従六位に叙する（各通）

中村　正彦
中野　順夫
菅　秀夫
長濱　悦夫
淀瀬　秀夫
服部　保
高野　樹
美原　久代
栗山　定幸
山下　文公
高坂　仁
杉本　信幸
大辻　康夫
中村　六郎
北島　示雄
佐藤健次郎
後藤　正廣
嶺脇　勉
竹内登美男
山崎　忠彌
佐田　則昭
清家　好文
小野寺　章
西脇　治雄
石岡　仁志
桑折　篤次
加藤　眞純
秋山　泉
福田　勝哉
澤田　茂
橋木　正行
渡邉　光男
大友　剛
服部　保
栗山　定幸
杉本　信幸
山下　文公
西澤　右吉
藤岡　幸男
菱木　重春
水野　武司
熊代　永
原　潤之輔
谷口　佳雄
野村　繁

正七位に叙する（各通）
露口　守
従五位に叙する
栗原　親光　清家　重昭
従七位に叙する（各通）（以上三月十一日）
従五位に叙する
佐田　則昭
正六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上三月十二日）
従五位に叙する（三月十五日）
○叙勲
旭日双光章を授ける（三月十日）
旭日双光章を授ける（三月十一日）
（岩手県雫石町議会議員）
旭日単光章を授ける（三月十二日）
（山口大学名誉教授）
（大島商船高等専門学校名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける（各通）
小野　正行　菅　秀夫
直木　晃　野口　淳
藤井　英徳　八木　孝夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
井口　勝
高阪　和夫
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上三月九日）
猪股多喜夫　桐山　正美
高坂　仁　地紙　昭
豊田　浩治　美原　久代
山本　昌猷
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤健次郎　西澤　右吉
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十日）
（福島県立医科大学名誉教授）　熊代　永
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大辻　康夫　喜久　栄
瑞宝双光章を授ける（各通）
油井　光輝　菱木　重春
竹内登美男　水野　武司
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十一日）
近藤　幸彦　谷口　佳雄

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
栗原市金成沢辺神林一六四番一から同市金成沢辺神林前一八五番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月二十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十七号及び百八号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
大崎市鳴子温泉字馬場十五番一から同市鳴子温泉字馬場四九番六まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月二十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所